

令和7年度答申第47号
令和7年10月10日

諮問番号 令和7年度諮問第26号及び第27号（いずれも令和7年6月24日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件の各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人Xが、A矯正管区長（以下「処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求12件による各開示決定に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の減額又は免除の各申請をしたところ、処分庁が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、減額又は免除をしないとの各決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

（1）行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところ

により、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」と規定している。

(2) 行政文書の開示決定

ア 情報公開法 9 条 1 項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令 6 条 1 項は、情報公開法 9 条 1 項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1 号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額（2 号）などとする」と規定している。

(3) 手数料

ア 情報公開法 16 条 1 項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令 13 条 1 項は、1 号において開示請求手数料の額を、2 号において開示実施手数料の額を定めている。

イ 情報公開法 16 条 3 項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条 1 項の手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令 14 条 1 項は、行政機関の長（情報公開法 17 条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令 14 条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

そして、情報公開法施行令 14 条 2 項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならないと規定し、同条 3 項は、前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）11 条 1 項各号に掲げる扶助を受

けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定している。

(4) 権限又は事務の委任

ア 情報公開法 17 条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第 2 章（3 条から 16 条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる」と規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令 15 条 1 項（一部の処分については、令和 3 年政令第 195 号（令和 3 年 9 月 1 日施行）による改正前のもの）は、行政機関の長は、情報公開法 17 条の規定により、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）9 条の地方支分部局の長に情報公開法第 2 章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる」と規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、平成 14 年 8 月 8 日付け法務省秘公訓第 711 号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第 2 章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所等の所掌に係るものを委任すると定めている。

2 事案の経緯

本件の経緯は、別紙 1 のとおりである（同別紙で定める略称は、以下の本文においても用いるものとする。）。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件審査請求 1 に係る主張

審査請求人は、令和 3 年 9 月 14 日、処分庁から本件減免申請拒否処分 1 から 4 までを受けた。しかし、これらの処分は情報公開法 16 条 3 項の規定に違反しており違法である。審査請求人は、本件減免申請拒否処分 1 から 4 までの対象となった開示請求と同種の開示請求申請を以前に行っており、行政文書の開示決定を受けているのであり、今回の開示請求についてのみ異なる取扱いを受けるのは実に不合理極まりないものである。

(2) 本件審査請求 2 に係る主張

審査請求人は、処分庁から本件減免申請拒否処分 5 から 12 までを受けた。しかし、これらの処分は情報公開法 16 条 3 項の規定に違反しており違法

である。審査請求人は、本件減免申請拒否処分5から12までの対象となったのと同種の疎明資料及び状況下において開示決定及び免除を受けている。今回の開示請求（免除）も同種の疎明資料及び状況下であり、異なる決定を受けるのは実に不合理極まりないものである。

（3）反論書における主張

処分庁は、審査請求人には定期的に大金があり自由意思で利用できる一定程度の資力を有しているとしているが、情報公開の申請には期限が定められておりその期間内に大金（何をもって「大金」と示すのかは不明）がある「確定」した事情は一切なく、申請時に「資力がない」ことが明らかとなときには法の定めによって手数料の減額又は免除がされるべきであり、処分庁の主張は失当といわざるを得ない。

処分庁は審査請求に記した同一条件下において免除されたり不許可としたことについての記述が一切なく、本弁明は理由がなく、不当なものである。

なお、今回資料提供があったとおりに法務省大臣官房公文書監理官より「免除相当」との決定を受けており、審査請求人の免除申請は合法であった。

審査請求人は、第三者に名義を貸したことで消費者金融に合計400万円以上の負債を抱えることになり、そのため本来の借主に対しての支払関係を代理人弁護士（別件）に依頼をしており、その費用の支払等もあり支払ってもいた。また、時々郵送にて送られてきていた現金は、上記負債への支払を立て替えた分の返済を受けていたものである。

なお、処分庁提出資料である送金等の写しは、上記人への支払（弁護士）と知人への立替費用の返済である。

情報公開申請を行うことによって、最低限度の文化的で健康的な生活水準を欠いたり最低限度の「幸福追求」の権利などが奪われることはあってはならず、「過去」や「未定」なる「未来」などの収支等との関係性とは切り離し、「申請」を行う時点における「財力」の有無によって判断されなくてはならないものであり、処分庁の判断は行きすぎたものといわざるを得ない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件審査請求の関係法令は上記第1の1のとおりであるところ、当該資力の有無に係る審査については、適切な減免の実施という観点から、実質的な審査

をすべきである。

審査請求人は、刑事施設に収容されている被収容者であるところ、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がなくても、入所時における所持金や金銭の差し入れにより、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ると考えるべきである。

審査請求人は、別紙１のとおり、本件各減免申請をした際に、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、領置金残高が２４８円である旨の本件領置金及び報奨金計算額証明書を提出している。

他方、処分庁は、審査請求人の資力の状況をより正確に把握するために申請人が収容されているＢ刑務所から領置金基帳（刑事施設収容者の領置金に係る支出等が記載された資料）を取り寄せており、審査庁においてこれを確認したところ、審査請求人が平成１６年７月２１日に同刑務所に収容されて以降、断続的ではあるものの現金の差し入れを受けており、その総額は約６００万円近くに上ること、令和３年に入ってからほぼ毎月１万円の差し入れがあること、そして、本件各減免申請を行った直近の同年８月から９月までの期間にも合計２万円の現金の差し入れを受けていることが認められた。

これらの事情を総合考慮すると、ある特定の時点において審査請求人の領置金残高が僅少となった事実は認められるものの、一定期間における本人の資力を見た場合、本件各減免申請時点において、衣食住の基本的な日常生活を送るために必ずしも支出を必要としない刑事施設に収容されている審査請求人は、本件の各開示実施手数料を納付することができる資力を有していると認めるのが相当であり、本件の各開示実施手数料を減額し、又は免除すべき経済的困難その他特別な理由があったとは認められない。

なお、審査請求人は、反論書において、領置金については、種々の返済に充てべきものである旨主張しているが、本件各減免申請時点においては、添付資料として提出のあった本件各援助開始決定書及び本件減免申請５から１２までの疎明資料である「御請求書」以外に具体的に債務等の疎明を行っていないことからすれば、当該主張は認められない。

- ２ 審査請求人は、本件各減免申請拒否処分以前に行われた減免申請において、資力がないことが認められ、当時と状況が変わらないにもかかわらず、本件各減免申請拒否処分がなされたことに対する不服を述べている。しかしながら、処分庁は、過去において、行政文書の開示実施手数料を減額した事実はあるものの、本件各減免申請拒否処分においては、領置金基帳から、審査請求人に資

力があると判断したものであり、当該判断が妥当性を欠くものとは認められないことから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

3 以上のことから、本件各減免申請に対して、開示実施手数料の減額又は免除をしなかった本件各減免申請拒否処分は、審査請求人に当該手数料を納付する資力が無いとは認められないので、妥当である。

4 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

5 したがって、本件各審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件の各諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件の各諮問事件に係る一件記録によると、本件各審査請求から本件の各諮問に至るまでの一連の手続の経過は、別紙2のとおりである。

(2) そうすると、本件の各諮問事件では、いずれも、①審査請求の受付から審理員の指名までに3年1か月以上、②審理員意見書の提出から諮問までに3か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに3年7か月以上もの長期間を要している。

しかし、上記①及び②の各手続に上記の期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記①の手続については、いずれも3年1か月以上もの期間を要しているが、審理員の指名にそのような長期間が必要であったとは考えられない。審査庁は、上記①の手続について、同種事案である別件の審査請求事件（令和6年度諮問第1号事件（令和6年度答申第5号）及び令和6年度諮問第11号事件（令和6年度答申第13号））のてん末を待っていた等と説明するが、令和6年度答申第5号は令和6年5月10日に、同答申第13号は同年6月21日にされており、それ以降、審理員の指名までに約6か月もの長期間を要したことにつき、特段の事情があったとは認められない。

また、上記②の手続について、令和7年度答申第4号（令和7年5月16日答申）のてん末を待っていたとの審査庁による説明についても、既に令和6年度答申第5号及び第13号により、本件の各諮問事件と同様の審査請求内容につき当審査会の判断が示されていたのであるから、審理員意見書の提出から諮問までに3か月を要したことにつき、特段の事情があったとは認められない。

行政不服審査法は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（１条１項）から、審理員及び審査庁が上記の各手続を遅延したことにより、本件各審査請求の受付から本件の各諮問までに３年７か月以上もの長期間を要したということは、上記目的に甚だしくもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、行政不服審査法の上記目的を達成することができるように、審査請求事件の処理体制を見直すとともに、その進行管理の仕方を改善されたい。

- （３）上記（２）で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件の各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２ 本件各減免申請拒否処分 of 違法性又は不当性について

- （１）情報公開法施行令１４条１項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。
- （２）そこで、審査請求人に本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、本件減免申請１に際して、処分庁に対し、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、本件減免申請１を行う３７日前の時点で、領置金の残高が「５５円」、報奨金の計算額が「２，３４２円」である旨の記載のある領置金及び報奨金計算額証明書（令和３年６月２８日付け）を提出した。その後、処分庁は、「資力疎明資料等について（求補正）」（同年８月１２日付け）及び「資力疎明資料等について（再求補正）」（同月２５日付け）により、上記の領置金及び報奨金計算額証明書は同年６月２８日時点の状況を示すものとなっているため、直近の状況を示す書面（本件減免申請書１の提出の前３０日以降に作成されたもの。）を提出するよう求め、審査請求人は、本件各減免申請を行う２５日前から３０日後までに当たる同年９月３日の時点において、領置金の残高が「２４８円」、報奨金の計算額が「３９８円」である旨の記載のある本件領置金及び報奨金計算額証明書を提出し、本件減免申請１から１２までの疎明資料とした。

しかし、領置金基帳によれば、次のように認められる。

- （ア）審査請求人は、①Ｂ刑務所に収容された日の翌日である平成１６年７月２１日に領置金１７８万９，８９１円を保管替により受け取った

こと、②それから本件各減免申請時までには断続的ではあるものの1回当たり数千円から十数万円までの郵送差し入れ等を受けており、その総額は600万円近くに上ること、③本件各減免申請を行った令和3年8月から9月までの期間にも合計2万円の現金の差し入れを受けたこと。

(イ) 本件減免申請1につき、開示実施手数料2,000円の減額を求めるものであるところ、申請日(令和3年8月4日。処分庁の受付は同月5日)の2日前の同月2日の差し入れにより、申請日の時点で領置金の残高は2万9,402円であったこと。

(ウ) 本件減免申請2及び3につき、各開示実施手数料2,000円の減額及び免除を求めるものであるところ、各申請受付日(いずれも令和3年8月20日。なお、申請書の作成日はいずれも未記載であり不明)の3日前の同月17日に2万円を外部に送金しているが、領置金の残高は9,402円であったこと。

(エ) 本件減免申請4につき、開示実施手数料2,000円の免除を求めるものであるところ、申請受付日(令和3年9月8日。なお、申請書の作成日は未記載であり不明)の5日前の同月3日に特別購入物品代として1,221円の支払があるものの、領置金の残高は1万3,728円であったこと。

(オ) 本件減免申請5から12までにつき、各開示実施手数料2,000円の免除を求めるものであるところ、各申請日(令和3年9月27日。処分庁の受付は同月28日)の12日前の同月15日までに新聞代、特別購入物品代及び週刊誌代の支払により領置金の残高は1万1,888円まで減じたが、各申請日の3日後の同年10月1日に1万円の差し入れを受け、同日までの他の支払を処理した後の当該残高は1万8,535円となっていること。

(カ) その後も、少なくとも令和4年4月初めまでの間においては、定期的に1回当たり5,000円から5万円までの郵送差し入れが行われていること。

イ 一件記録によれば、本件領置金及び報奨金計算額証明書に記載の領置金「248円」は、当該額の証明日(令和3年9月3日現在)の直近の同年8月30日時点における領置金の残高1万4,949円から、①「特別購入物品代」1,221円(実際には同年9月3日に支払)、②同年6月購

入の「週刊誌」1, 840円（実際には同年9月15日に支払）、③同年8月購入の「週刊誌」1, 640円（実際には同年10月28日に支払）を差し引き、更に④同年9月2日に申請した窓口交付1万円を差し引いて、計算上は248円となったものであるが、当該窓口交付申請については、その26日後であり本件減免申請5から12までを行った翌日の同年9月28日に取下手続が行われていたことが認められる。

ウ 以上によれば、①本件減免申請1から4までについて、各減免申請をした時点で領置金の残高が減額又は免除を求める額を上回っていたこと、②本件減免申請5から12までについて、審査請求人は、免除申請前に受けた差し入れを物品購入等の支払に充て、免除申請をした時点で領置金の残高が各免除申請額の合計額を下回るものとなったが、当該各免除申請の4日後には金銭の差し入れが再開されていたこと、③本件領置金及び報奨金計算額証明書に記載の領置金の残高は、その前後の窓口交付申請及び取下げにより操作された金額であることが認められる。

そして、上記アのような経過にも照らすと、本件領置金及び報奨金計算額証明書に記載の領置金の残高をもって、本件各減免申請時に審査請求人に各開示実施手数料を納付する資力がなかったということはできず、審査請求人には、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

エ 上記アからウまでによれば、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

(3) 次に、審査請求人のその余の主張について検討する。

ア 審査請求人は、本件各減免申請拒否処分の対象となったものと同種の疎明資料及び状況下において、開示実施手数料の免除を受けたことがあるにもかかわらず、本件各減免申請が認められなかったのは不合理であると主張する。

上記主張につき、一件記録によれば、審査請求人が令和3年3月5日付けで「書籍台帳」（B刑務所、ただし、令和元年度及び令和2年度に係る部分に限る。）及び「月刊誌・週刊誌」（B刑務所、ただし、平成30年度、令和元年度及び令和2年度に係る部分に限る。）の開示請求を行い、同年5月28日付け通知番号tにより一部開示決定通知を受け、同年7月5日付けで開示実施手数料2, 000円の減額申請が行われ、疎明資料として同年6月28日付け領置金及び報奨金計算額証明書及び

本件各援助開始決定書が提出され、処分庁は、開示実施手数料2万5,700円のうち2,000円を減額することを決定し、同年8月6日付け通知番号uによりこれを通知した経緯が認められる。

しかしながら、上記の別件の処分に係る処分庁の取扱いの当否は別として、本件の各諮問事件についてみれば、上記(2)のような状況が認められるのであるから、審査請求人の上記主張は採用できない。

イ 審査請求人は、反論書において、郵送差し入れの趣旨や領置金の使途について、消費者金融への400万円を超す負債があること、借主に対する支払に関する代理人弁護士についての費用を要すること等を主張し、疎明資料として「御請求書」及び本件各援助開始決定書を提出した。

しかし、「御請求書」には、E法律事務所所属弁護士から旅費日当4万5,000円及び簡易裁判所における訴訟事件に関する予納金2万5,000円の計7万円の請求を受けていることが記載されているにすぎず、本件各援助開始決定書にも具体的な債務の状況等について記載はない。審査請求人は上記の提出書面のほかに具体的な債務の状況等の疎明を行っていないことから、事情は判然とせず、上記の各書面をもって、本件の各開示実施手数料の減額又は免除をすべき経済的困難その他特別な理由があるとまでは認め難い。

したがって、審査請求人の上記主張は採用できない。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、審査請求人は、本件各減免申請時に各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められないから、本件各減免申請拒否処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの本件の各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美

別紙1 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成16年7月20日からB刑務所に収容されている者である。
(領置金基帳(B刑務所))

2 令和7年度諮問第26号

(1) 通知番号a関係

ア 審査請求人は、令和3年5月12日付けで(処分庁の受付は同月14日)、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書(受付番号b及びcに係る請求))

イ 処分庁は、令和3年7月15日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として4,770円(全て複写機により複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(通知番号d))

ウ 審査請求人は、令和3年8月4日付けで(処分庁の受付は同月5日)、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同月4日付け申請書(処分庁の受付は同月5日)をもって、開示実施手数料を支払う資力がなく、また、猶予してもらっている支払がある等として、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料4,770円のうち2,000円の減額を求める申請(以下「本件減免申請1」という。)を行い、疎明資料として、①同年6月28日時点で領置金の残高が「55円」、報奨金の計算額が「2,342円」である旨のB刑務所長名で発行の「領置金及び報奨金計算額証明書」(同日付け)、②日本司法支援センターC地方事務所作成の出張相談に係る援助開始決定書(平成31年2月14日付け)及び③日本司法支援センターC地方事務所作成の弁護士D宛て代理援助に係る援助開始決定書(令和2年6月15日付け)(以下、上記②及び③を併せて「本件各援助開始決定書」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、領置金及び報奨金計算額証明書(令和3年6月28日付け)、本件各

援助開始決定書)

エ 処分庁は、「資力疎明資料等について(求補正)」(令和3年8月12日付け事務連絡)及び「資力疎明資料等について(再求補正)」(同月25日付け)と題する各書面により、本件減免申請1について、①直近の状況を示す資力疎明資料(減額申請書提出の前30日以降に作成されたもの)を提出すること、②審査請求人から行政文書の送付用として送付されたレターパックライトでは、対象文書の全てを送付することができず、対象文書の送付のための費用を納付すること等を求めた。

これに対し、審査請求人は、同年9月6日付け(処分庁の受付は同月8日)の書面により、同月3日時点で領置金の残高が「248円」、報奨金の計算額が「398円」である旨のB刑務所長名で発行の「領置金及び報奨金計算額証明書」(同日付け。以下「本件領置金及び報奨金計算額証明書」という。)及び②360円分の収入印紙を処分庁宛てに送付した。

(「資力疎明資料等について(求補正)」と題する書面、「資力疎明資料等について(再求補正)」と題する書面、求補正及び再求補正に対する回答文書及び添付資料)

オ 本件減免申請1について、処分庁は、令和3年9月14日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力があると認められるため」との理由を付して、減額をしないとの決定(以下「本件減免申請拒否処分1」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(通知番号a))

(2) 通知番号e 関係

ア 審査請求人は、令和3年6月21日付けで(処分庁の受付は同月28日)、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(開示請求書(受付番号fに係る請求))

イ 処分庁は、令和3年8月4日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として4,300円(全て複写機により複写したものの交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(通知番号g))

ウ 審査請求人は、令和3年8月20日受付(作成年月日は空欄)の行政文

書の開示の実施方法等申出書により、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同日受付（作成年月日は空欄）の申請書をもって、開示実施手数料を支払う資力がなく、また、他への支払があるとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料4,300円のうち2,000円の減額を求める申請（以下「本件減免申請2」という。）を行った。また、上記（1）のエの求補正及び再求補正に対する回答の際、本件減免申請2に係る疎明資料として本件領置金及び報奨金計算額証明書を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金及び報奨金計算額証明書）

エ 本件減免申請2について、処分庁は、令和3年9月14日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力があると認められるため」との理由を付して、減額をしないとの決定（以下「本件減免申請拒否処分2」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（通知番号 e））

（3）通知番号h関係

ア 審査請求人は、令和3年7月5日付けで（処分庁の受付は同月7日）、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（開示請求書（受付番号 i に係る請求））

イ 処分庁は、令和3年8月4日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として2,000円（全て複写機により複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（通知番号 j））

ウ 審査請求人は、令和3年8月20日受付（作成年月日は空欄）の行政文書の開示の実施方法等申出書により、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同日受付（作成年月日は空欄）の申請書をもって、開示実施手数料を支払う資力がなく、また、他への支払がある等として、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料2,000円の免除を求める申請（以下「本件減免申請3」という。）を行った。また、上記（1）のエの求補

正及び再求補正に対する回答の際、本件減免申請3に係る疎明資料として本件領置金及び報奨金計算額証明書を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金及び報奨金計算額証明書）

エ 本件減免申請3について、処分庁は、令和3年9月14日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力があると認められるため」との理由を付して、免除をしないとの決定（以下「本件減免申請拒否処分3」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（通知番号h））

（4）通知番号k関係

ア 審査請求人は、令和3年7月5日付けで（処分庁の受付は同月7日）、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（開示請求書（受付番号1に係る請求））

イ 処分庁は、令和3年8月24日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として2,000円（全て複写機により複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（通知番号m））

ウ 審査請求人は、令和3年9月6日付けで（処分庁の受付は同月8日）、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同日受付（作成年月日は空欄）の申請書をもって、開示実施手数料を支払う資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料2,000円の免除を求める申請（以下「本件減免申請4」という。）を行った。また、上記（1）のエの求補正及び再求補正に対する回答の際、本件減免申請4に係る疎明資料として本件領置金及び報奨金計算額証明書を提出した。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金及び報奨金計算額証明書）

エ 本件減免申請4について、処分庁は、令和3年9月14日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力があると認められるため」との理由を付して、免除をしないとの決定（以下「本件減免申請拒否処分

4」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する通知(通知番号k))

- (5) 審査請求人は、令和3年9月22日付けで(審査庁の受付は同月24日)、法務大臣(以下「審査庁」という。)に対し、本件減免申請拒否処分1から4までを不服として審査請求(以下「本件審査請求1」という。)をした。

(審査請求書)

3 令和7年度諮問第27号

- (1) 審査請求人は、令和3年8月6日付け、同月7日付け、同月8日付け及び同月9日付け(処分庁の受付はいずれも同月16日)の各行政文書開示請求書により、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、8件の行政文書の開示請求をした。

(開示請求書(受付番号nからoまでに係る請求))

- (2) 処分庁は、令和3年9月14日付け又は同月15日付けで、審査請求人に対し、上記各開示請求について、それぞれ行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料としてそれぞれ2,000円(全て複写機により複写したもの)の交付を希望する場合)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(通知番号pからqまで))

- (3) 審査請求人は、令和3年9月28日受付(作成年月日は同月27日付け又は空欄)の行政文書の開示の実施方法等申出書により、処分庁に対し、上記(2)の各一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて、同月27日付け申請書(処分庁の受付は同月28日)をもって、訴訟支援及び弁護士への実費代等の立替払の支払等によって債務超過に陥っており、開示実施手数料を支払う資力がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記各開示実施手数料各2,000円の免除を求める申請(以下「本件減免申請5から12まで」といい、本件減免申請1から12までを併せて「本件各減免申請」という。)をし、疎明資料として①「御請求書」と題する書面(同年3月25日付けE法律事務所所属弁護士作成)、②本件各援助開始決定書及び③本件領置金及び報奨金計算額証明書を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、「御請求書」、本件各援助開始決定書、本件領置金及び報奨金計算額証明書)

(4) 本件減免申請 5 から 12 までについて、処分庁は、令和 3 年 10 月 13 日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力があると認められるため」との理由を付して、免除をしないとの決定（通知番号 r から s まで。以下順に「本件減免申請拒否処分 5」から「本件減免申請拒否処分 12」といい、本件減免申請拒否処分 1 から 12 までを併せて「本件各減免申請拒否処分」という。）をした。

（「開示実施手数料の免除について（通知）」と題する通知（通知番号 r から s まで））

(5) 審査請求人は、令和 3 年 10 月 25 日付けで（審査庁の受付は同月 27 日）、審査庁に対し、本件減免申請拒否処分 5 から 12 までを不服として審査請求（以下「本件審査請求 2」といい、本件審査請求 1 と併せて「本件各審査請求」という。）をした。

（審査請求書）

別紙2 本件の各諮問に至るまでの一連の手続

(括弧内は、当該手続までの所要期間である。)

1 令和7年度諮問第26号

本件審査請求1の受付 : 令和3年9月24日

審理員の指名 : 令和6年12月23日

(本件審査請求1の受付から3年2か月29日)

反論書の受付 : 令和7年2月25日

審理員意見書の提出 : 同年3月24日

諮問 : 同年6月24日

(審理員意見書の提出から3か月)

2 令和7年度諮問第27号

本件審査請求2の受付 : 令和3年10月27日

審理員の指名 : 令和6年12月23日

(本件審査請求2の受付から3年1か月26日)

反論書の受付 : 令和7年2月25日

審理員意見書の提出 : 同年3月24日

諮問 : 同年6月24日

(審理員意見書の提出から3か月)